

平成24年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成25年1月22日（火）

【開会】 14時30分

【閉会】 15時30分

【場所】 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 中村 立子

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 平野

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 野本

総合教育センター所長 鈴木

企画課長 野本

庶務係長 水澤

教職員課長 古内

教職員課担当課長 今

文化財課長 渡辺

庶務課課長補佐 山田

担当係長 末木

書記 伊丹

【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時30分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

12月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 3名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と中本委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

庶務係長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 2 平成24年第4回市議会定例会について

総務部長が説明した。

【峪委員長】

ただいま、総務部長から御説明していただきました。教育委員会の会議録については、摘録から全録方式にするべきだという御意見でした。現在の会議録の作成については、答弁したように摘録ではありますが、発言者の氏名を記載し、さらに文章を整えていただいたうえで、発言内容を記載していただいております。現在の会議録でも市民の皆様に議論の内容は御理解いただけていると思っています。しかし昨今教育委員会制度のあり方が問われているなかで、さらに情報開示をして、より開かれた教育委員会にしていくことも重要であるとも答弁させていただいております。そこで本日は、この場をおかりして御説明があった市議会でのやりとりをふまえて、委員の皆様から会議録の作成方式について御意見をいただきたいと思っておりますので、はじめに事務局から資料の説明をお願いいたします。

庶務課担当係長が説明した。

【峪委員長】

それでは、あらためて委員の皆様のご意見等がございましたら、お願いいたします。

【中村委員】

伺いたいんですが、先ほど委員長から本会議の議事録は摘録であるとお話しがあったんですけども、摘録と言うのはもう少し簡単にしたものを言うと思うんですね。ですから、この会議の議事録は摘録ではなくて全録、ほとんど全録と解釈していいと思うんですね。「あの一」、今もそうですけど、例えば、「あの一、」とか、発言する時にだぶってしまったら、説明をするために何かを挿入することにより、わかりにくいところがあった場合には直すというか、そういうことはありますけれども、それ以外のところは、摘録と言うよりは、あまりにも全録のほうに寄った形になっているので、ほぼ全録と言えるのではないかと、思うんですけども、いかがですか。

【峪委員長】

例えば、事務局の方が説明しているところを省略していますよね。これが今度からは全

録だと記録されるということです。

【中本委員】

それが省けてるから摘録になるということなんですね。

【峪委員長】

あとは今まで通りだと思います。

【中村委員】

透明性は十分担保されていると思いますけれども、何がまずくてこの質問があったのかちょっと教えていただけますか。説明のところがないというのがまずいと、今のお話だと、そういうことですか。

【峪委員長】

そういうことです。

【中村委員】

わかりました。

【総務部長】

議員は、川崎市議会の委員会の会議録を、ほぼイメージされているみたいで、議会の委員会の会議録は、ほぼやりとりがあるところについては、発言を全文に近い形で載せています。説明についてもです。例えば、請願・陳情を最初に朗読しますよね、事務局が朗読した部分とか簡単なところは、「朗読した」とか記載しますけれども、説明したところは全部載せています。うちの教育委員会ですと、例えば、総務部長が説明したという形で省いてたりとかしている部分があったことを、見た方が説明から答弁まで全部わかったほうがわかりやすいんじゃないか、というようなイメージで御質問したみたいですが、したがって教育委員会の会議録も、すべてが残っていたほうがわかりやすいのではないかということだったみたいですが、私どもとしましては、事前のやり取りの中では、中村委員がおっしゃったように、これでも十分、発言の内容は市民の方が見たときに全部わかるような形ではされているとお話いたしました。しかし、御納得なされないところもありまして、委員長が答弁されたような内容で答弁させていただいたところでございます。

【教育長】

中村委員からお話しあったように、ほぼ全録に近いような記録がこれまでもあったわけですね。ですから、公開案件については、説明の部分を加えるかどうかという部分がある

かと思うんです。あと、非公開案件について、これまでここにありますが、件名と結果のみの記載ということですが、もう少し補足的に、その経過を加えるかどうかというところも今後、話し合いの中でお考えいただいて、それについてもどう扱うかというところも触れていただければと思います。また、非公開案件では、あるべき時期を過ぎた後、その後どのようにするかということもあるかもしれません。

【峪委員長】

それは明らかでしょ、過ぎたんだから。

【教育長】

物にもよりますね。個人の問題なんかは当然出せませんし。

【中村委員】

議会前案件だからというようなものに限っては、それが済んでしまえば出してもいいですものね。

【教育長】

意思決定の過程であるものについて、というような事柄ですね。

【総務部長】

それも、現在は説明して案のとおり決定した、というような記載ですので、その辺の記載をどうするのか。また、今はやりとりだけで、それに関わる資料については、ホームページには載せてませんが、市民の方がホームページを見たときには、わかりやすいということを考えれば、保管している資料等についても、ホームページに載せていくことなども考えられるのではないかなと思います。その辺を委員の皆さんにご議論していただければと思います。ただ、サーバーの容量とかの課題は色々あるんですけども。

【峪委員長】

非公開案件という意味を達成されていれば、意味を達成する範囲において非公開であれば、後は公開してもよい、よいというかな、そうすることが市民にとって有意義になるというふうに基本的には考えればよいかなと思いますね。基本的には公開にするというのは市民の皆さんに透明性を高めるといことなんですかね。事情があるところは当然できないけれども。そんなところでよろしいでしょうかね。

【高橋委員】

別件でいいですか。

【峪委員長】

別件ですか。

【高橋委員】

別件というか、違う項目の件でいいですか。確認したいことがあるのですが。

【峪委員長】

この会議録のことですか。

【高橋委員】

会議録じゃないです。

【峪委員長】

わかりました。ちょっと一回ここで。それでは、今皆さんのご意見をいただきました。それを踏まえて、作成方法については、事務局とこの後相談をし、次回以降の会議にてまた、皆さんにお諮りしたいと思います。では、その他についてどうぞ。

【高橋委員】

すいません。今回の色々な質問の中で、結構、私がやっている活動に非常に関わることがかなり項目として増えてきたなっていう印象があって、川崎は、例えば特別支援教育から始まり、障がい者をつなぐというところに非常に力を入れているし、時代的にも関心が集まってきているのかなと。逆に言えばこれからももっとそういうテーマに入っていくかなというところも踏まえて、答弁の中身についてですが、例えば 22 から 24 ページ辺りに障がい者関係の答弁がされてますけれども、ちょっと質問の中身が詳しく書いていないので、予測の中で話しますけど、狭い視野、狭い分野での答弁だなという印象なんです。だから、質問のされ方がどういう意図からだったのかっていうのもあるんですけども、例えば、24 ページは市立養護学校の分教室の話しか書いていなくて、市立の養護学校は分教室、市立の本校もあるし、田島もあるじゃないですかと。さらに、その前の段階での準備もあるじゃないですかと。その、教育委員会が関わった後のための卒業の前の準備もあるんだけれども、非常にこう狭いところで答弁がされているのですが、これはどういう主旨の質問だったのか、教えていただきたいです。

【総務部長】

質問内容については、会議録が議会でも出来てませんので、こちらについて要旨を載せるのは難しいので項目だけにさせていただいてますけれども、この答弁はその質問の項目

にほぼ合ったような形で答弁させていただいています。例えば「養護学校の分教室についての御質問でございますが、」と言って次に、「はじめに、高等部の職業教育につきまして、」と言っている場合は、議員のほうで高等部の職業教育についてのことを聞いているので、それに対して答弁するようになっていくような形で、質問に合わせて答弁しています。本当は、もっと広い視野から教育委員会の考え方を答弁したいときもあって、そういう答弁をすることもあります。議員にも、議場にいらっしゃる局長たちにも教育委員会の全体の施策をわかってほしいなと思うときは、そういうことも答弁するんですが、基本的に質問に対する答弁ですので、求められているものについて答弁するものですから、質問に合わせた形で答弁はさせていただいています。私どもとすれば、委員のおっしゃったような思いもありますが、こういう形にまとめさせていただいております。

【高橋委員】

さっきの、議事録の何を聞いたかったのか、全体がこの議事録ではわからないから何とも言えないんですけど、さらに裁量が難しいのかもしれないけれども、この方は一体何を聞いたかったのかな、と逆に言えば、思ってしまうような質問だな、と感じたので、ケースバイケースでそういった全体を答弁するときもあるっていう感じですか。

【総務部長】

全体を説明しないと、個別の案件だけですと、後ほど議会の本会議録に記録が残った場合に、内容が全くわからないような場合もございますので、いきなり細かいところから入ると、全体のことが答弁の内容でわからないときは、答弁の中で、最初にはこういう施策があって、質問の答えはこういうことです、というような答弁をさせていただいております。

【高橋委員】

では、だいたい全体像を把握して、細かい質問に答弁している、と認識すればいいんですね。

【総務部長】

本会議録が後ほど出来上がりますけれども、そちらで質問と答弁を見ていただければ、施策全体の質疑についてはご理解いただけるとは思いますが、ここでは、急ぎ作っていますので、答弁はまとめることができたのですが、お一人お一人の議員の質問まで全部起こすことは難しかったので、このような形にさせていただいております。

【高橋委員】

是非、オール市役所でやっていることがこのテーマは多いと思いますので、障害計画課

さんや市民・こども局なども含めて、答弁は難しいとは思いますが、この先もつとたぶんこのテーマ聞かれるんだらうなっていうことも踏まえて、バランスをとっていただければと思います。

【教育長】

この時の御質問の中身としては、分教室の募集の人数が、もう少し拡大できないかというようなところを議員は望まれていました。後段の、「次に募集人数につきましては、」とありますが、そこが議員のメインの内容だったので、それ以外に分教室の場合、どういう教育課程で、具体的に就労に繋がる体験をしているのかというところも前段のほうで触れさせていただきました。今部長から話がありましたように、そもそも養護学校の分教室ではどういう教育活動を行っているのかというところを十分理解していただいた上で、人数も少しずつですが増やしながらやっているというような話で答弁した形になっております。したがって、川崎全体の養護学校の取組みについての御質問ではないので、あくまでも分教室でということで、この質問については御理解いただきたいと思います。

【高橋委員】

すいません。恐らくそうすると、分教室は現在の市立の分教室では限界があるから、でもその質問の意図を多少解釈すると、あふれているよということの一つは言いたいんじゃないかと思うんですね。だから流れ的には、例えば小中学校の課題のある子の数値も前回文科省から出てきておりますけれども、その流れも含めて、その先にあるこういった特別支援学校の確保、特別支援学校だけじゃたぶん色々限界があるかもしれないですけれども、あふれているということの一つは言いたかったとしたら、その先はそういう流れというのは出てくるんだらうなっていう、逆に言えば現場ではこの話はよく出る話なので、その辺はちょっと先を見越して、ちょっと頭に入れておいていただけるといいかなと思います。ありがとうございました。

【吉崎委員】

一点よろしいですか。僕もざっと読ませていただきまして、委員長が答えたほうがいいのか教育長が答えたほうがいいのかわかりませんが、国との関係で答えにくい質問がいくつかありましたね。例えば歴史教育っていうことを聞かれた場合に、国としては学習指導要領の下で、国としてどこまで子どもに教えるかということを決めているわけですが、質問されてる方が、このことじゃないことを聞かれている場合なんかにですね、一政令指定都市の教育委員会の立場としてどこまで答えるかっていうのは非常に難しい点と、教育長や教育委員長の考えを聞かれたんでは、また困る点もあると思うんですが。例えば、教育委員会の今後のあり方みたいなことを聞かれた場合にですね、国としてどう考えているのかということなんです。国との関係の中で公教育はなされているわけですし、そこが教育

委員会はこうあったほうがいいのか簡単に言っていいのかどうかという議論は当然出てくるわけですね。何が言いたいかって言うと、意見を聞かれても困るっていう質問、当然出てくるんじゃないでしょうか。例えば領土問題どう考えているのかみたいなことを言われてもですね、学校教育としてどうするのかっていうことは、国として今、指導要領が基本的にあるわけですから、そういうものを踏まえてしか答えようがなくて、じゃあ自分の考えを言ってくださいって言われたら言うてもいいのでしょうか。僕はたぶん、困ると思うんですね。歴史教育、何聞かれたかわかんないけども、答えるほうだって、これ、どう答えていいものか。だから、その辺のところのなんかガイドラインってないんですか、国との関係において。たぶん今後、教育委員会のあり方みたいなのも聞いてくると思うんですね、存続みたいなものとかね。そういう時にも、それは国と別にして答えていいものなのかどうか、意見を言っていいのかどうか、その辺ってどうなんでしょうか。

【教育長】

基本的には、法令に基づいて答えるしかありません。私見を述べる場ではありませんので、答えられる範囲でお答えをするという形になります。

【吉崎委員】

答えられることって限られてるわけでしょ。個人の意見を言うわけじゃないでしょ、議会の質疑は。

【総務部長】

基本的に全く市に関係ないことであれば、議長や委員長が、それは市に関係あることなのかどうかっていうことは確認しながら、答弁させるという議事進行をやることはあるかと思えますけれども、教育委員会に関係するような形で御質問されれば、わかる範囲でお答えしているという立場です。事前にこういう質問がしたいというような通告がありますので、その段階で、吉崎委員がおっしゃるような内容でありましたら、これについては教育長は答弁する立場にありませんとか、あるいは川崎市教育委員会としては、これについてはちょっと答弁する内容ではないんですけど、というようなことはお話しをさせていただいたりはしていますが、当日までわからない場合もあります。

【吉崎委員】

そうですか。急に聞いてくることがあるのですか。

【総務部長】

はい。

【吉崎委員】

そういう時には、個人の意見を求められる場じゃないので、そこは答えられないということでもいいんですよ。私に歴史観を聞かれても、私なりには持ってますけど、それ言うことでもないですよ、立場によって。これ、例えばわかりませんがね、歴史教育についてという質問がありますからね、聞かれてもね、いや、日本の歴史教育はこういうふうな形で、指導要領ではこうなっていて、こういうことを基本に今やっていますぐらいは言えるでしょうけど、私の歴史教育について聞いてるわけじゃないわけですよ。例えば、教育長が答えたのか、あ、これは教育委員長が答えてるんですかね、教育委員長自身の歴史教育についての考えを聞かれてるわけじゃないんですよ、これ。

【総務部長】

そうですね。

【吉崎委員】

そこなんですよ、大事だと思ってるのは。どういう立場で答えなくちゃいけないのかということですよ。

【峪委員長】

いいですか。先ほどの教育長の話のとおりだと思います。先生、御意見ということでしょうか。

【吉崎委員】

はい。

【峪委員長】

わかりました。それでは他になれば、報告事項 No.2 について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 3 平成24年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験実施結果及び試験後の取組について

教職員課長、教職員課担当課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

8 議事事項

議案第56号 川崎市文化財保護活用計画策定に向けた基本的な考え方の策定について

文化財課長が説明した。

【峪委員長】

この案件は、文化財保護活用計画策定に向けた基本的な考え方について、御理解をいただきたいということでございます。そして、これでよいということであれば、今後さらに進めていくということですね。

【文化財課長】

はい。平成25年度の末までに本計画を策定します。もちろん、それ以前に、教育委員会会議にお諮りさせていただきます。

【中村委員】

ちょっとお伺いしたいんですけども、基本方向の中の、文化財に関する専門人材の育成というところがあるんですけども、国も色んな自治体も、この文化行政に係わる職員は、私の認識だとずっと減ってきているのが現状ではないかと思っているんですけども、ここに書いてある文化財に関する専門人材の育成というのは、この川崎という地域で魅力ある地域を作るという市民が、こういうことに興味のある方々、そういう方々を担い手の一員として、育てるといえるのか、専門知識を底上げできるようなことを考えていくという意味でしょうか。

【文化財課長】

はい。中村委員さんのおっしゃるとおりでございます。今、現時点でも文化財に関するボランティアで活動をしていただいている方もいらっしゃいます。そのボランティア団体の皆さんもかなり高齢化してきておまして、後継者不足ということもございます。また、新しく人材、ボランティアになっていただく方も開発するということも含めてですね、こ

の基本方向の項目であります「みんなで支える仕組みづくり」ということから、地域を支えていく、例えば郷土史会ですとか、各地域で文化財、歴史に関する活動を行っている方を中心にですね、人材育成のほうのお手伝いもしていただきながら、やっていきたいと思っております。

【峪委員長】

ほかにございませんか。なければ原案のとおり可決ということでよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課課長補佐、庶務係長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

10 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。